

本校における消費者教育の取組

愛知県立西春高等学校 佐藤 裕子

1 はじめに

平成20年1月の中央教育審議会答申で、学習指導要領改訂の基本的な考え方が示されるとともに、各教科等の改善の基本方針や主な改善事項が示された。高等学校の家庭科については、「社会の変化に対応し、次のような改善を図る」として「社会において主体的に生きる消費者をはぐくむ視点から、消費の在り方及び資源や環境に配慮したライフスタイルの確立を目指す指導を充実」させる方針が示された。具体的事項としては「生涯賃金や働き方、年金などとの関係に関する指導」を充実することや「生涯にわたる生活経済や多重債務等の深刻な消費者問題、衣食住生活と環境とのかかわりなどを科学的に理解させる」ことが挙げられている。

本校では1年生に「家庭基礎」を履修させている。現在のところ年金については「高齢者の生活と福祉」で扱っているが、他の事項については「消費生活と環境」で取り上げている。配当時間は65分授業で6～7コマほどである。ここではおもに「消費生活と環境」における取組について述べる。

2 授業実践

(1) 家庭の経済生活

家計と国民経済、国際経済とのかかわり、収入と支出などの家計管理について取り上げている。多くの家計がたくさん商品を買った場合、国民経済にどのような影響があるのか、など事例ごとに考えさせることで自らの消費行動も国民経済の動向に大きな影響を及ぼしていることを理解させた。また日常生活が多く輸入品によって成り立っていることを生徒も薄々は感じているのだが、本校の学生服も一部は中国で縫製が行われている事実を知って、改めて生活の全体がグローバルな網の目の中に組み込まれていることを実感したようである。家計の管理では、可処分所得について理解させるとともに社会の一員として生活していくためには、税金や社会保険料を支払わなければならないことを知らせた。また資料集を参考にしながらのライフイベントにかかる支出を考えさせ、家計管理には長期的な視野をもつ必要があることを理解させた。生徒からは「手取りは意外に少ない。」「住宅ローンの利息に驚いた。」などの感想が聞かれ、生涯を見通した経済の計画を考えさせることができた。

(2) 社会の変化と消費生活

ここでは社会の変化に伴う消費生活の変化について取り上げている。販売方法や支払い方法の多様化は随分以前からの現象であるが、それでも高校生の消費行動は店舗での現金払いの他は、図書カードに代表されるプリペイドカードの利用程度であった。しかし電子マネーの急速な普及もあって、名鉄犬山線沿線上に生活基盤がある本校生徒の電子マネー利用率は極めて高く、チャージ分は毎月の小遣いとは別に親からもらっている生徒も少なくない。また『あいち消費者教育レポート』によれば高校生のネット通販・ネットオークション利用経験は60%を超えている。学生専用のクレジットカードも増えたため、一部の生徒は大学に進学すると同時にクレジットカードを手にするであろう。またCMなどの影響もあるのか「限度額」、「リボ払い」など思いもかけない言葉を知っている生徒もいる。このためクレジットカードの利用についてはやや時間をかけて解説している。

はじめにクレジットカードによる商品購入の仕組みについて説明した上で、様々な支払い方法を紹介し、返済金額の違いを理解させる。こ

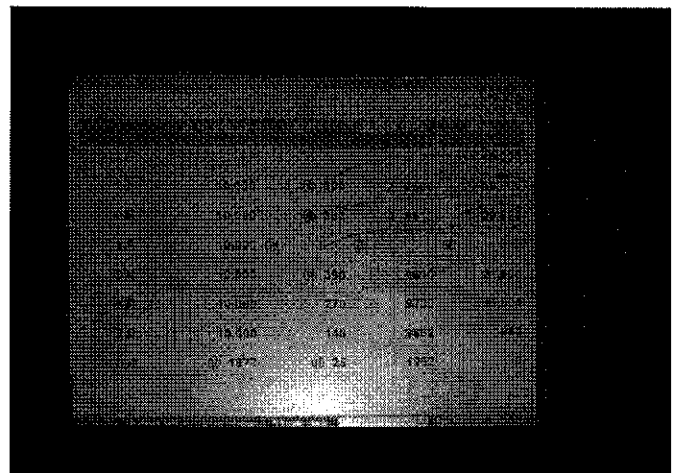
図①

	月々支払額	金利	元金充当分	残高
1月				40,000
2月	10,000	① 500	② 9500	③ 30,500
3月	10,000	④ 382	⑤ 9618	⑥ 20,882
4月	10,000 ⑦		⑧	⑨
5月	10,000	⑩ 390	9610	21,534
6月	10,000	270	9730	11,804
7月	10,000	148	9852	1952
8月	⑫ 1977	⑬ 25	1952	0

の時、分割払いやリボルビング払いにおける手数料の負担、支払いの長期化を実感させるのにはシミュレーションが適していると考えられる。しかしリボルビング払いはやや複雑なこともあり、「月々の支払額を自分で決められる」ことは理解できても、金利の計算となると難しいようである。この分野では教科書やプリントの他に電子黒板を利用することで生徒の理解を深めている。図①はリボルビング払いをシミュレーションするための表である。生徒に配布したプリントの表と同一のものである。このように生徒に配布した図表と同じものを直ちにスクリーンに映し出すことができるため板書の手間を省くことができるのは、電子黒板を利用する利点である。利息についても順に解説するため（図②、手書きの矢印が電子黒板専用のペンで書き込んだものである）生徒の混乱が少なく、少々面倒な計算でも諦めずに取り組むことができる。

図②

支払いのシミュレーションをもとに授業を展開したことで、後払いにも様々な方法があり、分割払いやリボルビング払いがCMのような「ラクなものではないことを生徒は実感したようである。「この利息で別のものが買えたのではないか。」などの感想もあり、自分の収入にあった商品購入の大切さを考えさせることができた。



図③



多重債務の学習には、金融庁から学校に送付されてきた『はじめての金融ガイド DVD版 金融取引の基礎知識 ~トラブルの予防のために~』（図③）を使用している。合コンをきっかけに多重債務に陥った主人公の姿は生徒の共感を得やすく、それだけに多重債務が意外にも身近な問題であることをこのDVDはよく表している。ヤミ金業者の悪質な取り立てを再現した様子や立ち直る方法を弁護士が解説するあたりも説得力があり、生徒の評判は良かった。DVDはノートパソコンで再生できるためプロジェクタを通して普通教室でも視聴できる（図④）。このため視聴覚教室の使用状況を気にする必要がない。また16分という時間設定のためDVDの視聴で授業が終わってしまうこともなく、視聴の前後に授業が展開できる点も優れている。

図④



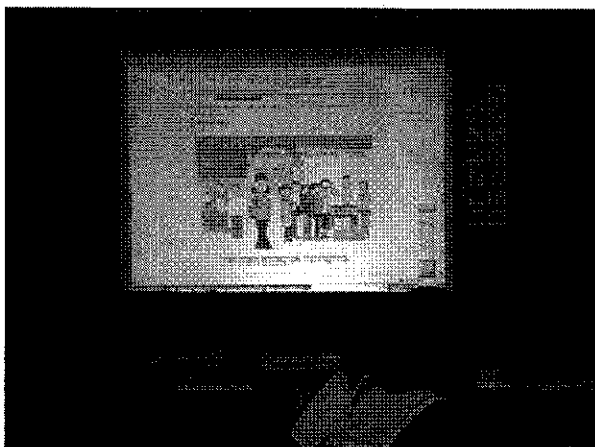
(3) 消費者の権利と責任

悪質商法をはじめとする消費者問題と解決に向けたクーリング・オフ制度や製造物責任法（PL法）について取り上げている。悪質商法については愛知県県民生活課のHP『ゲームとミニ芝居で身につけよう悪質商法撃退法』と『あいち暮らしっく 若者向け消費者トラブル被害未然防止特集号』（図⑤）を利用している。Webサイトは全ての悪質商法を取り上げているわけではないため、教科書や資料集を用いた授業の一部で活用しているのだが、単調になりがちな悪質商法の説明に変化が付き、生徒の興味・関心は高い（図⑥）。Webサイトでは、「あなたならどうする？」という問いかけとともに流れを追いながら悪質商法を理解させることができる（図⑦）。消費者として適切な判断とはどのようなものか、を具体的な事例を通して考えさせることができる点も良い。

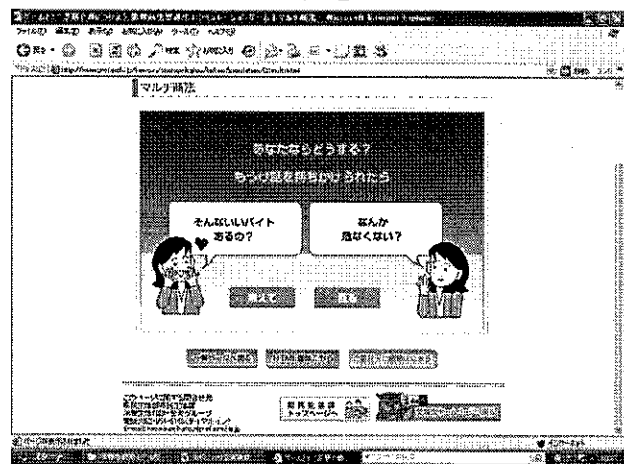
図⑤



図⑥



図⑦



『あいち暮らしっく』については生徒分（1年生 361名）を県民生活課より送付してもらった。契約や悪質商法がイラストとともに分かりやすくまとめられており、クーリング・オフの方法や相談窓口の連絡先も併せて掲載されている。特にクーリング・オフ制度に関する記載が授業で役立った。

製造物責任法（PL法）では『家庭科学習ノート 基礎編』の事例をもとにPL法が適用されるかどうか考えさせた。その後、実際の訴訟（こんにやく入りゼリーによる死亡事故）における原告（図⑧）および会社側の主張（図⑨）を参考にしながら、どちらの言い分に同意するか、なぜそう判断したかなどについて意見を述べさせた。他人の意見を聞いたり、理由を明確にしながら自分の考えを述べることで、複雑化する消費者問題について考えさせることができた。

図⑧

原告側

- 設計で回避できる危険性が除去されておらず欠陥がある
- 商品として広く消費者に提供する以上、ゼリーの形状、サイズなどに細心の注意を払う必要があった

図⑨

会社側

- 窒息事故の頻度は餅以下で飴と同程度
- 食品としての安全性は備わっている。窒息のリスクはどんな食品にも存在し、危険を知らせる警告表示もある

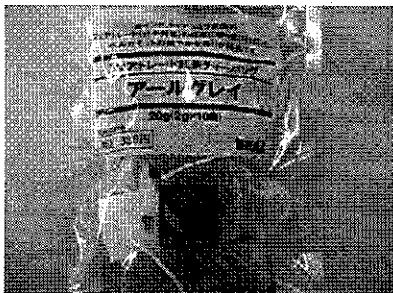
(4) 消費行動と環境

経済のグローバル化をふまえ、フェアトレードを取り上げている。大量生産、大量消費、大量破棄により様々な環境問題が生じていることはよく知られている。中学校までの学習成果であろう、リサイクルを始めとする3Rや5Rといった用語やエコマークは理解しているようである。

日常生活が国際化していることは単元の冒頭で触れているため、ここでは世界とつながった環境配慮型製品の選択について考えさせている。長引く不景気とデフレの中で、商品選択の決め手は価格になりやすい。商品の背景を知らないまま何気なく手にしている安い商品が、環境破壊や生産者の貧困につながるかもしれないことを知らせ(図⑩)、公正な値段について考えさせた。

イギリスを始めとする欧米の国々での市場規模は大きいフェアトレードだが、日本での認知度はまだ低い。しかし無印(図⑪)、スターバックス(図⑫)、イオン(図⑬)などの大手企業が少しずつフェアトレードに取り組み始めている事を紹介し、環境保全や持続可能な開発の他、格差の是正や企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility)についても考えさせることができた。生徒からも「初めて見るラベルだが、世界の環境が良くなるようにマークを探して買ってみたい。」「続けていくことで少しでも世界の格差がなくなれば、と思った。」「フェアトレード商品を買うことは一人でもできる社会貢献だ。」などの感想があり、消費行動によって意見を表明することの大切さを認識させることができた。

図⑩



図⑪



図⑬



図⑩ フェアトレード

- 乱開発という形での環境破壊を防ごう
- 生産者が不当に安い価格で買い叩かれるのを防ごう

3 まとめ

平成25年度から実施される高等学校学習指導要領では「消費者教育と環境教育を推進するために、消費者としての適切な意思決定に基づいて責任をもって行動できる力を育成する」ために必要な内容の充実が求められている。もとより理解したことを実際の生活の場で生かす態度を養うことは、教科「家庭」の重要な目標である。しかしながら多くの高校生は保護者とともに日常生活を送っているのが現実であり、消費者としての行動範囲は限られている。契約や消費者信用、多重債務問題などの現代の課題を、いかに現実のものとして生徒に捉えさせるかは苦心するところである。学校に無料で送付されてくるDVDやリーフレット、自由に閲覧できるWebサイトには、消費生活に関する生徒の関心を高めたり、理解や思考を深める上で効果的なものが多い。今後も効果的な活用を工夫しながら生徒が現状と課題を理解し、適切な意思決定に基づく消費行動ができるように授業研究に努めたい。